

遊漁船業者の登録を受けるための手続きについて

1 登録申請書の必要書類について

- 別紙一覧のとおり

2 登録の手数料

滋賀県収入証紙を申請書正本の所定欄に貼付して納入してください。

収入証紙は、滋賀銀行本店・県内各支店出張所、県内各合同庁舎、平和堂一部店舗、県庁本館1階滋賀銀行県庁支店（9時～15時）、滋賀県庁会計管理局（15時～17時）で購入できます。

- 新規の場合・・・28,000円
- 更新の場合・・・17,000円

<事前に消印せずお持ちください>

水産課窓口でのキャッシュレス決済も可能です。

利用可能決済手段など詳しくは下記のページをご覧ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/oshirase/339734.html>

3 申請書および添付書類の提出

- 場 所 滋賀県庁 農政水産部 水産課 遊漁船業担当（県庁本館4階）
（簡易書留で郵送していただくことも可能です。）
- 受付日時 午前9：00～12：00 午後1：00～5：00
（休日・閉庁日は除く）
- 提出部数 正本1部（控えが必要な方はあらかじめコピーをとってください）
- 更新申請の提出期限 有効期限満了日の30日前まで（施行規則第2条）

4 登録申請の受理後について

- 受理した申請書の内容の審査を経て、登録通知書を郵送します。
- 審査の結果、登録が拒否された場合には、理由を示してその旨を通知します。
- 営業を開始するまでに、定められた様式の標識を作成し、遊漁船に掲示してください。

5 その他

- 登録申請に来られる際は、事前にお問い合わせください。電話：077-528-3872
- 遊漁船業の適正化に関する法律に関する情報は、水産庁のホームページ（<http://www.jfa.maff.go.jp/>）中の「遊漁の部屋」で見ることができます。

新規・更新の登録申請に必要な書類

＜申請者が個人の場合＞

- 遊漁船業者登録申請書（様式第一号）
- 登録を受けようとする者が拒否要件に該当しない旨の誓約書 2 種類（様式第二号、様式第三号の二）
- 選任した遊漁船業務主任者が基準に適合する者であることを証する書面（3 種類）
 1. 海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し
（※特定操縦免許が必要）
 2. 遊漁船業務主任者の実務経験・実務研修証明書（様式第三号）（※更新には不要）
 3. 遊漁船業務主任者講習会の受講修了証明書の写し
（※有効期限がありますので、ご確認ください。）
- 保険証券や保険申込書の写し等、損害賠償の支払能力を証する書面
- 船舶検査証書の写し
- 船舶免許証と現住所が違う場合のみ、住民票や自動車運転免許証など、現住所の分かる本人確認書類の写し
- 業務規程
- 申請者が未成年の場合、法定代理人の現住所の分かる本人確認書類の写し
- 遊漁船業務主任者の現住所の分かる本人確認書類の写し（船舶免許証の写し可）
（申請者と遊漁船業務主任者が同一の場合不要）

＜申請者が法人の場合＞

- 遊漁船業者登録申請書（様式第一号）
- 登録を受けようとする者、その役員が拒否要件に該当しない旨の誓約書 2 種類（様式第二号、様式第三号の二）
- 選任した遊漁船業務主任者が基準に適合する者であることを証する書面（3 種類）
 1. 海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し
 2. 遊漁船業務主任者の実務経験・実務研修証明書（様式第三号）（※更新には不要）
 3. 遊漁船業務主任者講習会の受講修了証明書の写し
（※有効期限がありますので、ご確認ください。）
- 保険証券や保険申込書の写し等、損害賠償の支払能力を証する書面
- 船舶検査証書の写し
- 業務規程
- 法人の登記事項証明書
- 役員全員の現住所の分かる本人確認書類の写し
- 遊漁船業務主任者の現住所の分かる本人確認書類写し（船舶免許証の写し可）

業務規程について

- ・ 業務規程とは、遊漁船業の営業方法を定めたもので、様式は自由ですが、法律および農林水産省令に定められた下記事項が盛り込まれていないといけません。

(県HPに業務規程の見本が掲載されています。空欄に追記すると完成します)

<業務規程の記載事項>

(施行規則第5条第1項)

イ 遊漁船業の実施体制に関する事項

ロ 遊漁船の船長、遊漁船業務主任者その他の利用者の安全に関する業務に従事する者（以下「船長等」という。）の確保に関する事項

ハ 案内する漁場の位置（利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる場合（以下「瀬渡しを行う場合」という。）にあっては、当該特定の場所の利用定員（利用者を特定の場所に下船させた後、異なる利用者に遊漁船において水産動植物を採捕させる場合にあっては、当該特定の場所の利用定員に遊漁船の定員（船舶安全法第九条第一項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。以下同じ。）を加えもの。第九条において「利用定員」という。）を含む。）及び当該漁場における安全管理に関する事項

ニ 遊漁船の係留場所に関する事項

ホ 遊漁船の総トン数、長さ、定員、航行区域、通信設備及び救命設備に関する事項

ヘ 役務の内容に関する事項

ト 船外への転落に備えるために利用者に救命胴衣を着用させること、出航前に行う遊漁船が航海に支障ないかどうかその他航海に必要な準備が整っているかないかの検査（以下「出航前の検査」という。）、適切な見張りその他利用者の安全を確保するために必要な措置（責任者の選任その他これらの措置を的確に実施するために必要な体制の整備を含む。）に関する事項

チ 出航中止条件及び出航中止の指示に関する事項

リ 気象若しくは海象の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合における対処の方法、海上保安機関その他関係機関との連絡に係る責任者（遊漁船に乗り組んでいない者に限る。以下「連絡責任者」という。）の選任その他これらの場合において利用者の安全を確保するために必要な体制に関する事項

(施行規則第5条第2項)

業務の適正な運営を図るための従業者に対する教育の実施に関する事項

(施行規則第5条第3項)

- イ 利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項
- ロ 利用者が遵守すべき事項の周知に関する事項
- ハ 利用者の安全及び利益に関する情報の公表に関する事項
- ニ 漁場の適正な利用に関する事項
- ホ 遊漁船業の実施に関し作成された記録の保存期間その他保存に関する事項
- ヘ その他遊漁船業の実施に関し必要な事項